

令和7年6月20日

公立大学法人 福岡女子大学
理事長 向井 剛 殿

監事 福地 正明

監事 南谷 朝子

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第19期事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類及び会議議事録等を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門の責任者から業務処理の状況を聴取することにより、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の内容を確かめました。また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1）会計監査人西秀雄公認会計士事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- （2）財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- （3）損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- （4）事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- （5）決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- （6）役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上